

男女混合出席簿は堺市から始まった

—その経緯と意義について—

山本（山口） 典子
日本大学大学院総合社会情報研究科

Mixed Roll Books Started in Sakai City

—Its History and Implications—

YAMAMOTO(YAMAGUCHI) Noriko
Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

It is a global standard that roll books for schools are mixed and purely alphabetical. However, it had been the custom in Japan that roll books at schools, from kindergartens to high schools including special support schools, were organized separately for girls and boys and usually roll call started with boys.

At the Committee on Education of Sakai City Council held on June 15th 1989, Ms. Ayako Yamaguchi, independent, raised the roll book issue. With this, Sakai City Board of Education found it desirable to introduce purely alphabetical mixed roll books for all public schools and kindergartens to promote gender equality in education. This is the first initiative in Japan, affecting other cities. In Sakai City, roll calls for entrance and graduation ceremonies are mixed and the custom expands to other public programs and events.

Since Ms. Ayako Yamaguchi was the representative of Sakai Women's Organization, the author discussed the roll book history in Sakai City from the perspective of policy-making activities of Sakai Women's Organization.

1. はじめに

わが国の学校出席簿は、学校教育法¹⁾に明記されているとおり、児童・生徒たちの公教育を保障するための必要な表簿として、出席状況を把握し、保護者に就学業務違反に当たる督促の根拠となるものである。またその作成権は、当該校長にある。しかし現状、学校出席簿は、男女別に分けられており、出席確認の点呼や入学式、卒業式などほとんどの学校行事や事業が、男子が先、女子が後、という慣習を引きずっている。教育現場においてこのことが、何の疑問も持たれずに行われ続けることは、人間形成期の子どもたちに、暗黙のうちに、女子はいつも男子の後、男子が優先で、女子は従属するものという

意識を植え付け、その序列の慣習は、いつしか男子は女子より優秀で、女子は男子より低劣であるというまちがった意識を醸成し、男女共学となりながら、その目的や意義は見失われ、教育現場で女性差別が再生産されることが放置されてきたといえる。日本国憲法第24条²⁾の平等を遂行、実現すべき学校現場において出席簿という表簿の扱いを誤っており、それは男女別という区別にとどまらず、男子優先とい

¹⁾ 昭和22年3月31日法律第26号
学校教育制度の根幹を定める日本の法律

²⁾ 第1項 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
第2項 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

う封建性を惰性的に強化することとなっていた。本稿では、この学校出席簿について、堺市教育委員会が1990年4月1日から、全国初の50音順の男女混合名簿に改めたことについての経緯と意義について調査し、また、それを提案した当時の堺市議会議員(無所属・堺女性協会)であり、堺市女性団協議会³⁾の第4代委員長でもあった山口彩子⁴⁾の考え方や政策形成の方法について、客観的に分析、考察を行う。

50音順の男女混合出席簿は、ジェンダー平等教育の基本的なスタートである。

2. 山口彩子堺市議の提案について

1989年6月15日。堺市議会⁵⁾文教委員会において、山口彩子が学校出席簿が男女別であり、常に男子から先に呼ばれたり、何でも男子が先、女子が後という、学校現場における日々のこの慣習が持つ意味は何なのかを堺市教育委員会に質問し、議論をしている。当該の堺市議会・文教委員会の議事録を読むと、山口彩子の巧妙かつ徹底的な質疑に圧倒される。議場での当局とのやり取りは、原稿の棒読みではなく、自らの言葉で語り、時には怒りも織り交ぜながら、しかし冷静かつ理論的な構成で、答弁を引き出し、相手が理解をするまで問い続けるという、その迫真の姿勢は、字面からさえ伝わってくる。山口彩子の議会における質疑の仕方については、今後の女性議員や男性議員たちにとっても質疑をする際の、よきモデルになると考えられる。とくにジェンダー平等政策形成過程の質疑として、また政策実現を成し遂げるための質疑の在り様については、参考になる。ただし、議員は議場での質疑が技術的にうまくても、必ずしも質疑だけでは政策を形成することはできない。

³⁾ 堺市女性団体協議会は1948年堺市内の女性たちによる小規模団体で活動を開始。1948年『堺市婦人団体連絡協議会』となり、1986年「堺市女性団体協議会」に改称した。

⁴⁾ 山口彩子(1935年4月3日～2001年2月14日)1979年～1990年まで堺市議会議員を務め、1998年5月堺市制110年初の女性副議長となる。

⁵⁾ 大阪府の政令指定都市である堺市の議会。定数は48人、任期を4年とし、行政区を選挙区とする中選挙区制を採用している。

50音順の男女混合出席簿の実施につながった当質疑の前段のやり取りを要点のみ抜粋して紹介する。

(1) 1989年6月15日 文教委員会

山口：現行の出席簿はどうなっているか。

学務課長：出席簿は学校教育法施行令⁶⁾第19条及び学校教育法施行規則第12の4に基づき、学校に備えなければならない重要な書類である。

山口：その施行規則で出席簿が具体的にどうなっているか。

学務課長：現在堺市の小中学校、幼稚園では統一した様式で、男子用、女子用に区分している。

山口：男子用、女子用と区分している理由はなにか。

学務課長：日々の出席状況の把握が必要で、男女別の把握、調査統計等も男女別把握が必要なため。

山口：それはだれのために必要なのか。

学務課長：児童の状況把握と統計等のために必要。

山口：教育は統計のためにあるのか。たしかに男女別は便利だが、それは先生にとって便利なのではないか。

学務課長：教育上、学校として必要性のための区分である。

山口：便利性や、効率性のためにこんな女子の人間形成をゆがめてもいいというのか。

学務課長：男女の区別ではなく、把握をしやすいということで区分しており、教育上、差をつけるということではない。

山口：では聞くが、男子用は青、女子用は赤い出席簿。これは封建性の名残ではないか。いつからこれを使用しているのか。

学務課長：いつからという記録はないが、相当古くから使用している。

山口：あなたは、男女別の出席簿が大罪を持っているということを考えたことがあるのか。

学務課長：出席簿は、児童の様々な状況を把握するための重要な書類であると考えている。

山口：そらしてはいけない。なぜ男女別なのかを聞いている。そしてこの男女区分が何を意味しているのかを聞いている。もう一度答えよ。

⁶⁾ 昭和28年10月31日政令第340号。学校教育法に基づいて定められた政令

ここで学務課長では堂々巡りなので、答弁者に教育次長が登場する。教育次長は局長級である。

教育次長：古い習慣から、男子用の出席簿を先に綴っていた、最近男女平等の観点から議論もあったと聞いているが、最終的にまったく平等の扱いで別冊扱いするほうが良いのではないかと現在の出席簿に変化してきたと聞いている。

山口：では聞くが、この男女別の出席簿をベースとして入学式や卒業式はどうなっているか。

ここで、今度は答弁者が学校指導課長に変わる。

学校指導課長：卒業生や児童の呼名については、出席簿の順番に呼名するという状況である。

山口：入学式も卒業式も男子が先である。女子が後。このことは女子に対してどういう教育的影響を及ぼすのか。

学校指導課長：すべて男子が先、女子が後という慣例化された中で、子どもたちの中に男子優先というか、先行というか、そういう意識がつけられてくると考えられる。

山口：それがわかりながら、あなたは何もしないのか。

学校指導課長：男女平等教育は本市は非常に力を入れている学校教育の大きな柱である。実際調査はしていないが、女子を先に呼名しているところもある。

山口：その学校はどこか。

ここで、同和教育指導室次長が答弁に立つ。

同和教育指導室次長：D小学校では、女子に先に卒業証書を渡していた。

山口：世界の出席簿の状況を調べたことがあるのか。

学務課長：調査したことはない。

山口：私の調査では、日本とインド、韓国と中国の一部だけ。入学早々から、女子は男子の後なんだという意識が、どのような教育的弊害を及ぼすのか、もう一度答弁を求める。さらに憲法、教育基本法、女子差別撤廃条約⁷⁾、あるいは堺市の行動計画のどこに、このような慣習をなくすことが書かれているか。

⁷⁾ 1979年の第34回国連総会において採択、1981年発効。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。

以上のように、山口彩子堺市議は、現状の課題を引き出し、質問は法的根拠を抑えながら、具体的な現状の「区別」という名の「差別」を当局に考えさせていく。質問はその後、学校のトイレのスリッパの色などの事例から、男子が先、女子が後、あるいは男子は青、女子は赤という固定観念的な教育が、子どもたちにとって、また社会にとってあるいは、国際社会においてどういうマイナス点があるのかを追求していく。

その途中で、いよいよ教育長が答弁に立ち、出席簿を男女平等教育の視点から、前向きに指導していくことの決意表明をする。通常、議会において文教委員会の当局のトップである教育長が答弁をしたら、議員は「善処をするように」というところで収めるが、この日の山口彩子は、当時文教委員会に出席している、女性の教育委員に質問を継続する。女性なら女性の視点からしっかり教育の提案や発言をするべきであることを前置きに、男女別出席簿についての考え方を問うている。ところが医師であるこの女性教育委員が、お決まりの生物学的性差論を展開する。山口彩子は、女性である教育委員に対する配慮もしながら、生物学的性差が差別に結びつけられてきたことを説明し、このような慣習的な男子優先が、どのような社会をつくってきたのかと改めて問い、さらに女子差別撤廃条約の前文を読み上げた。「諸国間の正義、平和及び互恵の原則、外国支配、植民地支配及び外国の占領下における人民の自決及びその独立の実現、並びに国の主権及び領土の保全の尊重が、社会の進歩及び発展を促進すること、ひいては、男女間の完全な平等の達成に貢献すること、これを認識し、国の安全な発展、世界の福祉及び平和の大義、すべての分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加すること」。このことに意味があり、これが男女平等教育であるのだから、男女別出席簿による男子優先は、女子に対する人権侵害であることを強調し、質疑を終えている。

この質疑から、考察できることは、当局は、山口彩子の質疑の焦点がわかっておりながら、繰り返し出席簿の法的役割の答弁を繰り返す。それに屈せず、様々な切り口で同じ質問を迫る議員。議論の突破口は学校指導課長が開いていく。物わがりのよい建前

論を答弁しても、さらにだからどうするのかを議員が問う。市民の信託を受けた議員が、教育現場の「惰性」を指摘し、改善を迫り、その意義と重要性を説きながら新たな政策を形成するきっかけとなるのが、言論の府である議会でのこの質疑である。

翌日（1989年6月16日）の朝日新聞は、「男女一緒の50音出席簿」「平等は教育の現場から」「堺市教委 来春にも」という見出しで5段抜きの記事を掲載した。内容は、「当該の文教委員会で、堺市教育委員会が、学校出席簿について男女混合にしても法的に問題がないことや、男女平等の考え方を子どもたちに定着させることは好ましいという理由から、私立の幼稚園と小、中、高校、養護学校153校、約10万5千人のうち、幼稚園と小学校は完全に50音とする。中学以上は保健体育、技術家庭などの男女別科目は男女別の出席簿にするが、一般の授業にはこれとは別の混合名簿を作ることになりそうだ。また、計4千740人にのぼる教師の名簿も、同じ趣旨から改善するよう指示した。」と記している。同記事では、評論家の寿岳章子⁸⁾氏の「遅きに過ぎる。当たり前なこと。」というコメントや、文部省のコメントを掲載していた。

(2) 1989年6月16日 総務財政委員会

山口彩子は、この出席簿の問題について、文教委員会の翌日に、総務財政委員会で委員外質問を行っている。当時の婦人政策室に対して、教育委員会との連携や指導を行うよう求め、あらためて男女別の出席簿の問題点をあえて、婦人政策室長とのやり取りをすることによって、総務財政委員会の理事者（行政）や議員に理解させるという手法を行っている。山口彩子は、学校出席簿の問題は、所管である教育委員会や婦人政策室にとどまらず、行政の全局に必要なジェンダー平等の視点の一つの代表的な事例であることを主張するために、わざわざ総務財政委員会で委員外質問を行ったのである。なぜならば、教育委員会が、山口彩子の質疑をきっかけに出席簿を男女混合の出席簿にしようとした場合、必ず予算が

必要になる。その予算要求が財政局に受け入れられるかどうか、政策実現の第一関門である。従来、教育には、なかなか予算がつきにくいのは全国的な傾向である。そのような中で、出席簿の円滑な改善を行うために、山口彩子は、財政局と総務局が出席している総務財政委員会で、質問をしたのである。それは財政局の職員らに、なぜ、出席簿の改善が必要かを理解させるためであり、予算をねん出させるためである。

3. 堺市教育委員会⁹⁾の決定

堺市教育委員会は、山口彩子の質問の翌年、1990年2月19日付で当時の教育長、戸神繁一の名で、堺市立各学校園長宛に通知を出している。（教総第952号）通知の表題は「学校園における書類の記載方法の変更等について」とされ、5つの書類についての記載方法の変更を、同年4月1日から行うことを知らせている。1つは「月末統計表」であり、これを廃止する（作成及び提出不要）ただし、必要が生じた場合は、依頼することがあるとしている。2つ目は、「指名索引表」（指導要録）の氏名の記載の順序は、男女混合で50音順とする（幼稚園、小学校のみ対象）とし、平成2年度（1990年度）用共同印刷分から新しい様式に変更することである。3つ目は、「養護教育指導・研修計画」については、養護学級在籍者数欄の男女別人数について、記載不要とすること。4つ目に、「学校日誌・園日誌」については、児童・生徒数欄、園児数欄の男女別の人数については記載を不要とすること。5つ目は「学校沿革誌」についての記載不要分である。要は、この通知により、山口彩子が提起したとおり、従来の学校出席簿は、男女別から男女混合50音順に改善されることになったのである。一つの政策が実現したといえる。

4. 堺市教職員組合の反発

しかし、この堺市教育委員会の決定に対し、当時の堺市教職員組合は、押しつけであるなどとして反発した。1990年1月17日に開催された同組合の緊

⁸⁾ (1924年1月2日～2005年7月13日)日本の国語学者、エッセイスト。言葉と女性差別の問題で発言を続け、「憲法を守る婦人の会」の活動に30年以上携わる。

⁹⁾堺市内の小学校、中学校、高等学校、養護学校の教職員、事務職員で組織する労働組合。

急分会代表者会議の資料によると、まず出席簿問題の経過報告が示され、その中で組合の主張と堺市教委の言明が明記され、堺市教職員組合の基本的態度が示されている。本来、堺市教職員組合と堺市教育委員会との話し合い等については、市民や議員には明らかにはされない。筆者は、堺市の本稿の執筆にあたり、堺市教職員組合に直接資料の提供を求めた。すでに堺市における男女混合の50音順出席簿が実施されて26年目であるこの資料を見ると、議員が議会において、当局との質疑を行う際の答弁と組合と当局との交渉での内容は、若干、事実内容の相違が見られることがわかる。まず出席簿問題の経過報告は次のとおりである。(1) 89年3月、6月堺市議会で出席簿で男女別になっていることは、男子優先、女性差別等につながるとの指摘。(2) 市教委、出席簿作成は法令上、校長の権限だが市教委内部で検討すると回答。堺教組は、職場で検討の声がないにも拘わらず市教委が一方的に検討を開始することは越権行為であると抗議。市教委、マスコミの来年4月(90年)から実施予定の報道は事実無根と否定。

(3) 89年7月、市教委出席簿問題での検討委員会を発足させるので、堺教組として委員を送ってほしいと要請。堺教組は職場の要請もないのに検討の必要ないと拒否。その後、市教委は出席簿問題での検討委員会ではなく男女平等教育の検討委員会を発足させたい旨の回答あり。(4) 90年1月12日、13日の出席簿問題での交渉。

山口彩子が提起した出席簿問題について、堺市教職員組合は、それを受けた堺市教育委員会のことの進め方が、一方的な押しつけであるとまず反発していたわけである。また(4)の交渉の際の同組合の主張から、それ以外の主張を抜粋すると、以下のとおりである。①議会の指摘はあったが、変えろとは言っていない。②職場からは検討要請が何一つ出していない。現場では、男女平等の観点から様々な工夫をしている。男性優先と考えているのは市教委の認識不足。③男女混合の出席簿になると、健康診断・体力測定など男女別々になっていることとの混乱が起きる。④男女平等教育と出席簿とは関係ない。⑤実施を強行すれば職場に大混乱が起こることは必至である。」としている。

これらの主張を見ると、堺市教職員組合と堺市教育委員会との交渉の手続き論は別として、本来は山口彩子が指摘をしたように、教育現場の教職員が、自ら気づき、改善しなければならないはずの男女平等教育については、前述の⑤のように「男女平等教育と出席簿とは関係ない。」と主張していることから男女平等問題の基本的なことが理解されていなかった、少なくとも山口彩子が提起した内容についても理解されていなかったと言える。さらに労使交渉の延長線上で、③の主張のように、健康診断や体力測定などで事務的な混乱を主張しているところは、あくまでも教職員の職務上の都合を主張しているだけで、子どもたちのための男女平等教育の本質論ではないと言える。

また堺市教職員組合は、1989年6月22日付の「週刊 堺の教育」という機関紙において、同年6月16日付の朝日新聞の記事を「事実ではない」とし、「当日新聞を見た教職員からが、こんなことを実施したら、学校現場は混乱する、と組合への要請が相次いだとし、各学校でも大きな話題を呼び、市教委の対応に疑問が出された。」としている。

さらに堺市教職員組合は、1990年3月に「出席簿問題堺教組見解」として、A4サイズ2段組み、6ページにわたり、今回の出席簿の見解をまとめている。大きくは5部構成になっており、「見解のまとめ」、「出席簿問題」について、「女性の地位向上と男女平等」について、「学校教育における男女平等」について、最後に「堺教組のたたかひの基本方向」である。冒頭の見解の中で、「市教委は男女平等教育の突破口と称して、「区別することは差別」などと特定の論理でもって、～中略～」という主張をしています。この「区別することは差別」という指摘はこの文言だけが切り取られると、まず大きな誤解を生む。

今回の山口彩子の理論は、男女別の出席簿が、即女性差別であるとは、言っていない。男女の区別をした上で、常に男子優先であることが、子どもたちに、どのような意識を植え付けてしまうのかを問うているのである。女性の人権問題について現状の課題を提起したときに、「区別は差別」という論理を展開することは、のちのジェンダーフリー・バッシン

グ¹⁰⁾と根幹は同じ考え方であり、むしろ今回の山口彩子の問題提起について、さらに二重の女性差別につながりかねない。教育現場における教職員の女性の人権に関する意識がこの程度では、学校現場を「職場」としてしか捉えず、教育の場であるという認識の薄さに驚かざるを得ない。当然、教職員組合の活動目的は、労働者としての教職員の労働環境や労働条件を向上させ、整備をすることであるが、本業の「教育」について特に男女平等教育の推進については遅れていると言わざるを得ない。この「見解」の中でも、男女混合の50音順出席簿は、男女別の出席簿が保健、体育関係書類では必要とされることから、要は、事務が煩雑になるということを主張している。基本的に50音順の男女混合出席簿を作成し、使用し、保健・体育関係で必要な場合の男女別出席簿を作成することが、それほど煩雑であり、事務の混乱をもたらすであろうか。確かに堺市教職員組合は、従前から出席簿の簡素化や統計事務等の改善を求めている。当然、できるだけ教職員の事務的な仕事については、合理化を図るべきではあるが、今回の出席簿の取り扱いについて、提起されている課題をよく斟酌もせず、ただ教職員側の労務の視点から反対するのであれば、それは本末転倒であると言わざるを得ない。また堺市教職員組合は、同見解の「女性の地位向上と男女平等について」の中で、「男女平等の実現は母性保護なしにありえない。」とし、堺市の保育状況について、「保育所の増設や、保育料の値上げをやめるべきで、本当の男女平等の実現をのぞむなら、こうした問題をこそ第一に取り組むべきではないか」と述べている。さらに「学校教育における男女平等」の中で、「男女平等観を育てる学習を教育諸条件の整備拡充、教育内容の自主的・民主的改善を通じて促進することが重要」、また「このようなとりくみ、基礎的な学力、体力、情操、市民道徳を身につけさせる基礎教育と結合し、教職員の合意、父母の理解と支持のもとにすすめるなければならない。」としている。そして「一人一人の子どもたちに

ゆきとどいた教育をすすめるためには、少人数が急を進めることや、教職員の増員、中学・高校での技術・家庭科共学の推進などが急務」として、これらの問題が出席簿の問題より先決と述べている。

当時の教職員組合が、ジェンダー平等についての理解を深めることよりも、職場環境の充実に重点を置いており、山口彩子は彼らの動きを気に留めることもなく、職員組合だけではなく、いわゆる労働組合の役員は男性ばかりで、ジェンダー平等についての取り組みが遅れていることが原因であると述べていた。

5. 堺市の男女混合名簿化の実施

堺市では、1990年4月から、全小学校と、幼稚園で50音順の男女混合出席簿の完全実施を行った。さらに中学校、高校については、1991年から1学年ずつ、つまり小学6年生から中学に進学してきた生徒の学年順に3年間をかけて全中学校において男女混合出席簿となり、現在でも100%の実施率である。

6. 他都市の教職員組合は積極的に混合名簿を推進

堺市教職員組合の動きとは逆に、大阪府下や関西圏を中心に全国的に50音順の男女混合出席簿は、それぞれの自治体の教職員組合が、自発的に、それぞれの教育委員会よりも先に、「教育現場の声」として、一気に男女混合出席簿を実施する学校が増えてきた。山口彩子は、大阪市矢田教職員組合などから招聘され、講演と話し合いを行った。話し合いの内容は、なぜ男子優先が女性差別につながるのか、区別と差別の相関性などの、本質論であり、手続きの手法については、堺市教育委員会がすでに、小学校や幼稚園における出席簿を変更していたので、事務的なことは、先例があるのでそれに倣えばよかったのである。筆者も他都市の教職員組合の講演会に同行したが、それぞれの教職員の方々の熱意を感じたものである。山口彩子は言った。「出席簿の問題は「些細なこと」である。些細なことだというなら、変えることもたやすいはずだと。しかしこの些細なことを見逃して放置すると、教育現場で女性差別の再生産をしてしまうことにつながるのだ。」と。各地の教職員

¹⁰⁾ 1980年代初頭、日本において取り組まれ始めた「ジェンダーフリー」の動きに対し、1990年代終わり頃から始まった排斥運動。

の方々、山口彩子の言葉に目を覚まされたという。教職員自らが、自分の中の無自覚な差別性に気づく必要があると痛感した、というような感想が次々に寄せられた。

7. 全国の女性議員や女性グループも立ち上がる

山口彩子の堺市議会の文教委員会における 50 音順の男女混合出席簿にすればよい、という発言から 1 年もたたないうちに、男女混合名簿は全国に派生した。教職員組合や学校園の現場の教職員が立ち上がり、行動を起こした。同時に全国の女性議員や女性団体が声を上げ、行動を起こし始めた。例えば東京の「行動する女たちの会¹¹⁾」も立ち上がった。同会の中嶋里美¹²⁾らは、堺市の山口彩子を訪ねてきて、堺市議会の議事録などを資料として持ち帰り、1990 年 2 月 24 日に「さようならボーイファスト～男女別出席簿を考える～」という冊子をまとめた。冊子には東京都議会、宇都宮市議会、多摩市議会、八王子市議会の女性議員らの混合出席簿についての議事録を掲載し、堺市の山口彩子の議事録については、「必見！！日本一オモシロイ議事録 議会や職員会議のトラの巻」として掲載していた。1989 年 11 月 17 日には、衆議院議会文教委員会で江田五月氏が、男女混合出席簿化が進みつつある地方都市の学校や教育委員会について、文部省への届け出が男女別統計等になっていることが支障になっていないか、という確認の質問を行っている。当時の石橋国務大臣や、菱村政府委員が、男女混合出席簿については前向きな答弁を行っている。「基本的に出席簿は、学校長の裁量権と教育委員会との連携がうまく行われることが重要であり、出席簿が女性差別を助長することがあってはならない。」と答弁している。

また長崎県の「ばってんうーまんの会」の女性たちも議員だけに任してはおれないとして、長崎市の

¹¹⁾「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」市川房枝や田中寿美子のよびかけで発足。1975～96 年。

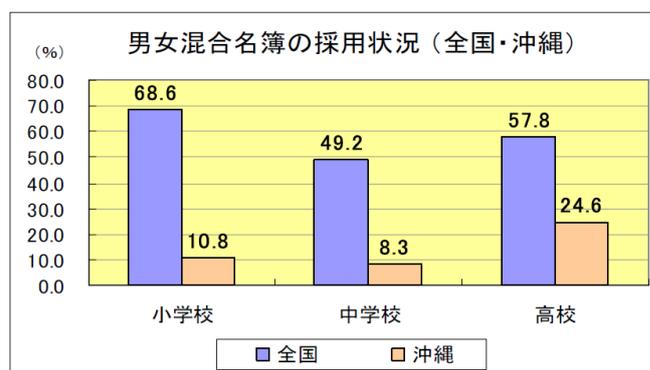
¹²⁾元所沢市議会議員。「行動する女たちの会」「日本婦人問題懇和会」「家庭科の男女共習をすすめる会」の会員として活動。

本島市長や市教委との話し合いを行っている。(1989 年 11 月 20 日)

8. 最近の男女混合出席簿の実施率について

内閣府の調査統計によると、最新のもので 2006 年（平成 18 年）6 月の調査（図 1）で、男女混合名簿の採用状況は全国で、小学校が 68.6%、中学校が 49.2%、高校が 57.8%となっている。図 1 は沖縄県の採用率との比較になっている。大阪府では、2011 年度（平成 23 年度）小学校 98.6%、中学校 93.1%、府立学校 89.6%。2012 年度（平成 24 年度）小学校 98.7%、中学校 94.8%、府立学校 90.9%。2013 年度（平成 25 年度）小学校 98.9%、中学校 95.2%、府立学校調査予定となっており、直近の 3 年間の推移を見ても男女混合名簿の実施率は上向きとなっている。

図 1 小・中学校における混合名簿の導入状況調査のまとめ



出所：<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/DAT/LIB/WEB/1/siryohen.pdf>

9. おわりに

堺市の山口彩子堺市議会議員が 1989 年に提起した、学校現場における男女混合名簿の堺市教育委員会による完全実施は、もちろんそのことだけですべての女性差別の問題が解決するわけではない。この 27 年間の間に、わが国は「ジェンダーフリー・バッシング」の時期もあり、文科省ですら、男女共同参画教育の取り組みを慎重に行うようにと明記した時期もある。それは政府内閣の意向が強く表れた結果であったが、教育におけるジェンダー平等に「行き過ぎた平等」などあり得るだろうか。国際社会にお

いて、常に黒人よりも白人が優先された場合に、それは単なる区別であり、差別ではないと言えるだろうか。女性差別の問題は、何が女性差別であるのかがわかりにくいのである。堺市女性団体協議会は、この問題を山口彩子が堺市議会で健闘している間に、ミス・コンテストの反対運動を行い、この運動もマスコミに大きく取り上げられていた時期であった。筆者はこの当時、堺市女性団体協議会の事務局長として、また山口彩子の秘書として、取り組みのすべてに携わってきた。

あれから 27 年の歳月の間も、自らが堺市議会議員となり、様々なジェンダー平等政策の立案、形成、実現を図ってきており、確実な成果を实らせているが、その成功要因は、堺市における堺市女性団体協議会の日々たゆまず、途切れない活動の継続にある。

今、堺市が当たり前のように 100%の実施率で男女混合名簿が採用されている背景には、地域に根ざして活動を行っている多くの女性団体の会員の活動と、堺市教育委員会及び堺市の職員やリーダーたちの人権意識が高いことに起因している。それは、前述の「さようならボーイファスト」に登場する他都市の首長や教育長等の答弁と比較すれば、明白である。

本稿においては、男女混合出席簿が、わが国の男女共同参画の一つの指標となるまでの、堺市での男女混合出席簿の始まりの経緯と意義についてについて考察した。ぜひともこれからの、わが国の社会が、ここに生きるすべての人間が、平等、公正な日常の中に笑顔をもって生きられる社会の構築にささやかな一助となることを確信している。

〈参考文献・参考資料〉

- 1989 年 6 月 15 日堺市議会文教委員会議事録、堺市議会、1989 年
- http://www.pref.osaka.lg.jp/koho/25-dantaimokuji/251112kaikyoku_giji_4.html
- <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/DAT/LIB/WEB/1/siryohen.pdf>
- さようならボーイファスト、行動する女たちの会教育分科会、1990 年

(Received:September 30,2016)

(Issued in internet Edition:November 1,2016)